

3

やまだ ち く
山田地区

どう ろ とく てい じぎょう けいかく
道路特定事業計画

3-1 山田地区の概要

(1) 山田地区の概要

- ・ 山田地区は、丘陵地であり、良好な住環境が形成されている。
- ・ 駅周辺では、将来にわたって駅前としてふさわしい土地利用が図れる都市基盤の整備を目的とした山田駅周辺整備事業が実施されている。
- ・ すでに、駅東側の約2.8haは都市再生区画整理事業により都市基盤を整備されているため、基本構想の中では、駅西側の阪急山田駅と大阪モノレール山田駅間並びに阪急千里線東西間の歩行者動線等の整備改善、山田駅周辺のグレードアップなどを行う予定で「山田駅周辺まちづくり懇談会」の中で、市民参画で検討を進めてきた。
- ・ 本地区は「障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）」や「大阪市立弘済院」といった高齢者、障害者等の方が多く利用する施設も立地しており、駅からの安全、円滑、快適な安心移動経路の確保が必要となる。

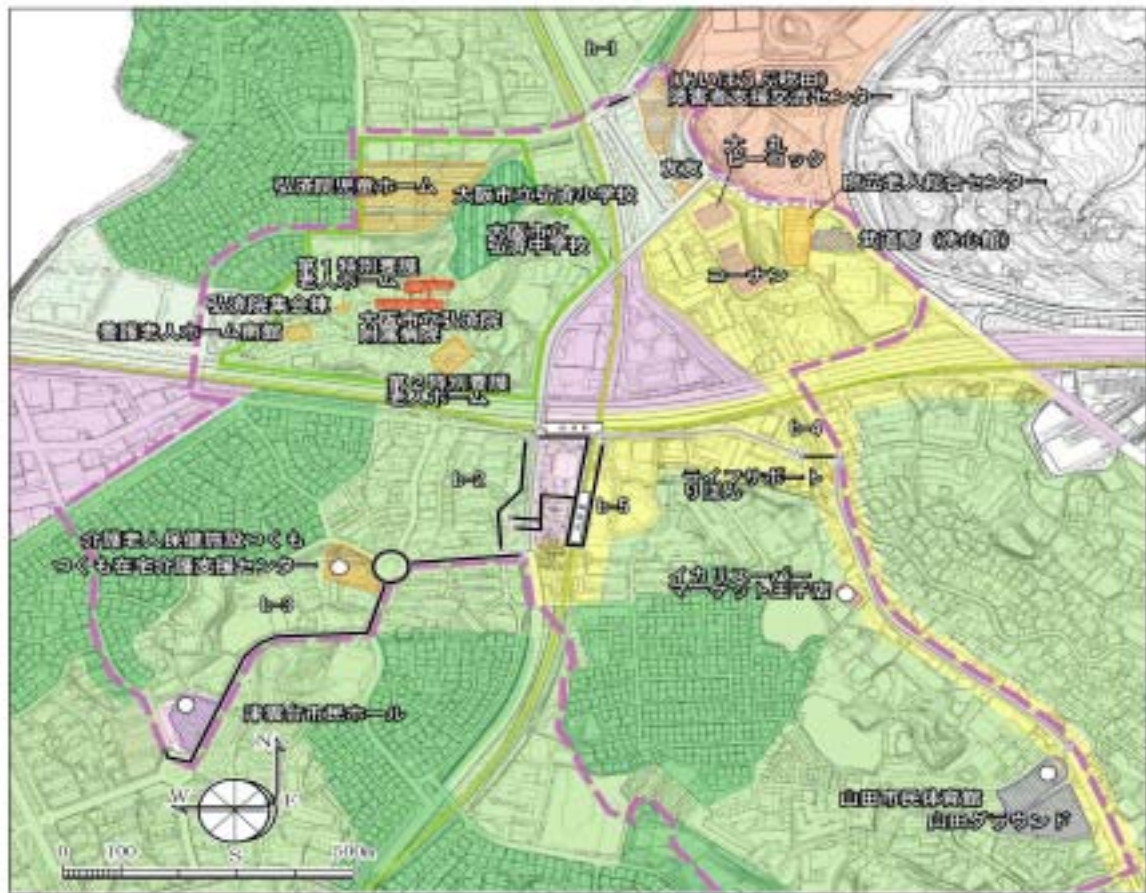
(2) 山田地区内施設状況

分類		施設内容	
交通拠点施設 (鉄道・地下鉄・路面電車・新交通システムの駅、バス停、バスターミナル、旅客船施設等)		施設名称	1日当たり 乗降者（利用者）数
		阪急電鉄(株) 山田駅	19,529 人
		大阪高速鉄道(株) 山田駅	9,415 人
主要施設	商業施設 (物販、飲食、娯楽・レクリエーション施設など)	施設名称	施設規模
		大丸ピーコック	2200 m ²
		コーナン	2400 m ²
		イカリスーパーマーケット王子店	1000 m ²
	公共施設	施設名称	施設規模
		武道館(洗心館)	3000 m ²
		津雲台市民ホール	18,251人/年
		山田市民体育館	127,049人/年
		山田グラウンド	野球場 : 1面 テニスコート : 2面
	医療・保健施設	施設名称	病床数
		大阪市立弘済院付属病院	172 床
	福祉施設	施設名称	施設規模
		第1特別養護老人ホーム	特養230人
		第2特別養護老人ホーム	特養70人
		養護老人ホーム南館	900 m ²
		障害者支援交流センター (あいほうぶ吹田)	身体障害者 : 各1日あたり 知的障害者 : 定員15名
		府立老人総合センター	1,000/日
		介護老人保健施設つくも	90人 リハビリ30人
		つくも在宅介護支援センター	相談員2名
		弘済院児童ホーム	40名
		弘済院集会棟	300 m ²
		ライフサポートりぼん	-
		友友	給食130食/日 利用者数14人/日
	その他	施設名称	施設規模
		大阪市立弘済小学校	26名
		大阪市立弘済中学校	14名

(3) 対象地区の平均高齢化率（65歳以上居住者人口比率）

(18.1) %

3-2 山田地区特定事業計画位置図



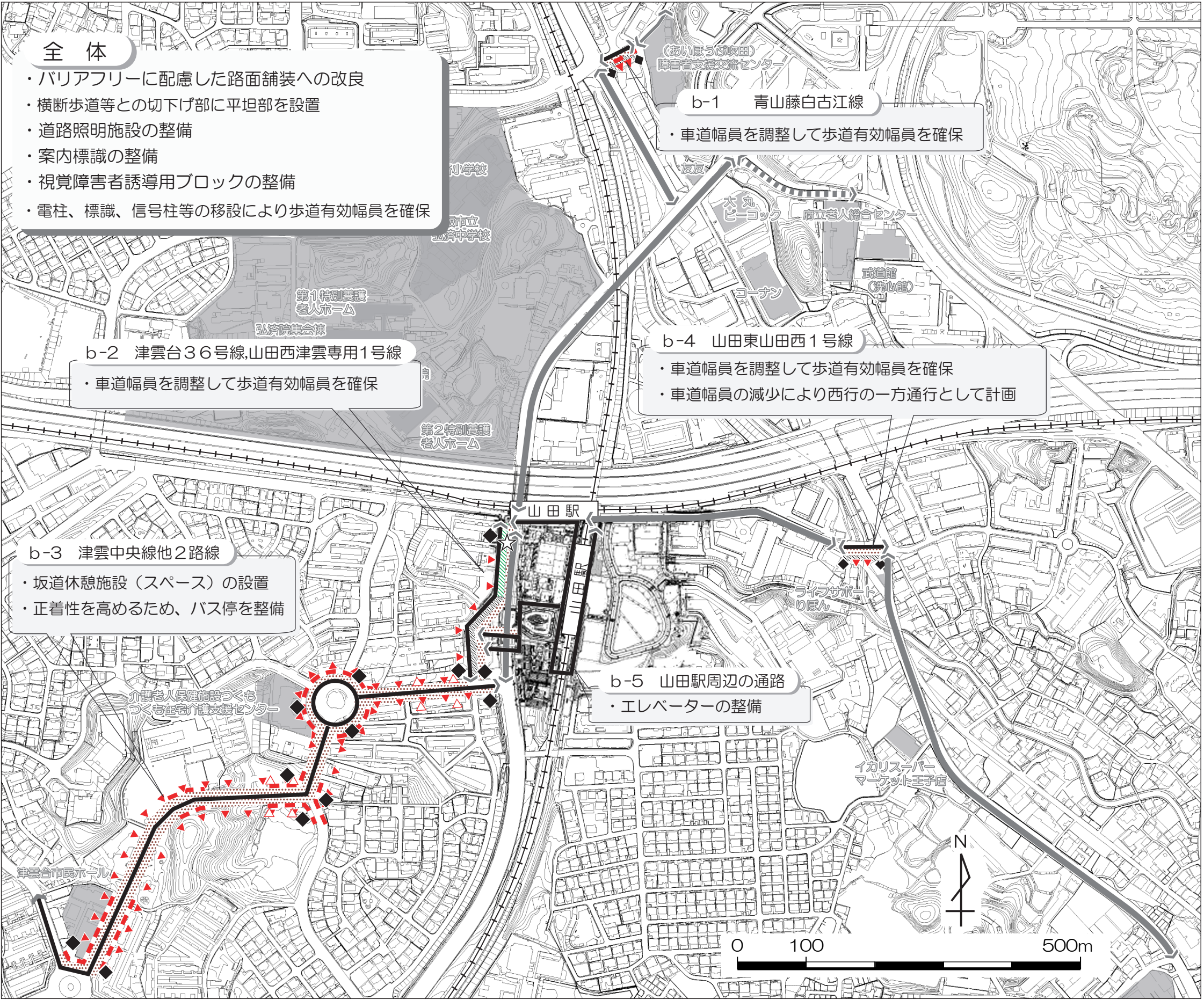
凡 例

用途地域の表示	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	

山田地区特定事業計画位置図

施設・経路		凡 例
特定旅客施設		駅 名
主要施設		○
特定経路	市管理	↔
	府管理	↔
準特定経路	市管理	⋯
	府管理	⋯

対象地区名称	地区面積	地区分類	DID面積と構成比	用途地域指定状況	着手予定年度	完了予定年度
2 山田地区	1.5km ²	I + I' + II + III	100%	住専+住居+近商 +準工	H15年度	H19年度
地区分類				I 交通拠点施設を含む地区 I' 交通バリアフリー法による重点整備地区 II 商業・公共的施設の立地地区 III 病院・福祉施設の立地地区 IV その他（具体的に）		



凡 例		
施設・経路	交通拠点	駅 名
	主要施設	
	事業実施経路	----
	特定経路	↔
	準特定経路	↔---
既設道路の改良	歩道の新設	////
	歩道有効幅員の確保	////
	段差・勾配等既設道路の改良	---
個別施設の整備改良等	照明施設の整備	▼
	エレベーター等の設置	☆
	坂路休憩・臨路待避スペースの整備	△
	特定経路案内板案内標識の整備	◆
視覚障害者誘導用ブロック設置		

区分	路線名	延長 (m)	事業費 (百万円)	実施時期	
				着手予定	完了予定
事業実施経路	b-1 青山藤白古江線	50	18.0	H16年度	H16年度
	b-2 津雲台36号線、 山田西津雲専用 1号線	300	27.0	H15年度	H16年度
	b-3 津雲中央線他2 路線	900	178.0	H16年度	H19年度
	b-4 山田東山田西1 号線	50	17.0	H17年度	H17年度
	計	1,300	240.0		

3-4 特定経路事業計画

個別事業計画（1）

路線名	青山藤白古江線（平面図b-1）		
事業区間	始点：府道箕面摂津線北署前交差点～終点：府道山田上小野原線交差点 （障害者支援交流センター）		
延長	50 m		
整備方針	・基本的に現道幅員内での歩道拡幅整備とする。 ・横断歩道等との切下げ部に平坦部を設置。 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備。 ・横断防止柵、電柱、標識等を歩車道境界部に移設することにより歩道有効幅員を確保。		
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
歩道拡幅（3m未満）	70.0 m	H16年度	H16年度
歩道内の段差・勾配の改善（乗入部）	2.0 箇所	H16年度	H16年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	70.0 m	H16年度	H16年度
その他の整備			
車道舗装	70.0 m ²	H16年度	H16年度
電柱、標識、信号柱、照明柱等の移設	2.0 箇所	H16年度	H16年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	・電柱、標識、照明柱、横断防止柵は歩車道境界部に移設し、一体化して有効断面を確保する必要がある。 ・電柱等の移設について関係機関との調整が必要。		

個別事業計画（２）

路線名	津雲台 3 6 号線,山田西津雲専用1号線（平面図 b－2）		
事業区間	始点：津雲外周線交差点～終点：津雲中央線交差点		
延長	300 m		
整備方針	・ 基本的に現道幅員内での歩道拡幅整備とする。 ・ 歩道計画高さは周辺現況高さに合わせて計画する。 ・ 自転車駐車場北側は歩道新設とし、有効幅員2m以上を確保。（セミフラット型） ・ 自転車駐車場南側は歩道拡幅とし、有効幅員3.5m以上を確保。（マウントアップ型） ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備。		
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
歩道拡幅（3m未満）	130.0 m	H15年度	H16年度
歩道拡幅（3m以上）	100.0 m	H15年度	H16年度
歩道内の段差・勾配の改善（乗入部）	1.0 箇所	H15年度	H16年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	250.0 m	H15年度	H16年度
立体横断施設へのエレベーター設置	1.0 箇所	H15年度	H16年度
その他の整備			
側溝蓋設置	160.0 m	H15年度	H16年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	○大阪中央環状線交差点～自転車駐車場入り口（歩道新設部） ・ 歩道幅員を確保するため既設側溝に蓋板設置し幅員の再配分をする必要がある。 ○自転車駐車場入り口～津雲中央線交差点（歩道拡幅部） ・ 歩行者自転車道幅員を確保するため既設側溝に蓋板設置し幅員の再配分をする必要がある。		

個別事業計画（３）

路線名	津雲中央線他２路線（平面図ｂ－３）		
事業区間	始点：府道南千里茨木停車場線交差点～終点：津雲台市民ホール前		
延長	９００ ｍ		
整備方針	・現在の車道、歩道幅員構成は変更なし。 ・横断歩道等との切下げ部に平坦部を設置。 ・歩道照明施設、案内標識の整備。 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備。 ・急勾配区間に車椅子でも利用できる休憩施設を１００ｍに１箇所程度設置。 ・バスが寄りつきやすいバス停への改良。		
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
歩道拡幅（３ｍ未満）	１００.０ ｍ	Ｈ１６年度	Ｈ１９年度
歩道内の段差・勾配の改善（乗入部）	２０.０ 箇所	Ｈ１６年度	Ｈ１９年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	１６００.０ ｍ	Ｈ１６年度	Ｈ１９年度
植樹帯・歩道柵の再配置	１６００.０ ｍ	Ｈ１６年度	Ｈ１６年度
その他の整備			
バス停乗降性の改良	３.０ 箇所	Ｈ１６年度	Ｈ１９年度
車道舗装	１００.０ ㎡	Ｈ１６年度	Ｈ１９年度
側溝蓋設置	１０１０.０ ｍ	Ｈ１６年度	Ｈ１９年度
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	○津雲台４丁目交差点 ・バス停を曲線から直線に改良しバスの正着を容易にする。 ○津雲台４丁目交差点～市立津雲台小学校 ・急勾配（５.５％～７.９％）区間に休憩施設を確保する必要がある。 ・開口した既設側溝に蓋板を設置し、安全性を確保する必要がある。		

個別事業計画（４）

路線名	山田東山田西１号線（平面図ｂ－４）		
事業区間	始点：(主)大阪中央環状線交差点～終点：府道箕面摂津線交差点		
延長	50 m		
整備方針	・一方通行化も含めた車道の幅員調整により、歩道有効幅員の拡幅。 ・歩道計画高さは周辺現況高さに合わせて計画。 ・横断歩道付近は歩行者たまりを拡大して計画。 ・横断防止柵、電柱、標識等を歩車道境界部に移設することにより歩道有効幅員を確保。		
事業の内容	事業量 (延長/箇所数)	実施予定期間	
		着手	完了
歩道拡幅（3m未満）	60.0 m	H17年度	H17年度
歩道内の段差・勾配の改善（乗入部）	1.0 箇所	H17年度	H17年度
視覚障害者誘導用ブロックの設置	100.0 m	H17年度	H17年度
植樹帯・歩道柵の再配置	20.0 m	H17年度	H17年度
その他の整備			
車道舗装	50.0 m ²	H17年度	H17年度
電柱、標識、信号柱、照明柱等の移設	2.0 箇所	H17年度	H17年度
事業実施に際し配慮すべき重要事項	○九十九橋 ・一方通行化には地元との協議が必要 ・車道部と歩道部が別々の構造となっているため、幅員構成を変更するためには構造の検討が必要。 ・電柱、標識、照明柱、横断防止柵は移設し歩車道境界部と一体化して有効断面を確保する必要がある。 ・電柱等の移設について関係機関との調整が必要。		